

第 15 号議案

神戸市遺留金取扱条例の一部を改正する条例の件
神戸市遺留金取扱条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市遺留金取扱条例の一部を改正する条例
神戸市遺留金取扱条例（平成30年 3 月条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(検察官に対する通知等)</p> <p>第 7 条 市は、残余遺留金がある場合において、相続人のあることが明らかでないときは、相続財産の管理人を選任すべき旨の家事事務手続法（平成23年法律第52号）第48条の規定による通知、<u>民法（明治29年法律第89号）第494条の規定による供託その他の措置をすることができる。</u></p>	<p>(検察官に対する通知)</p> <p>第 7 条 市は、残余遺留金がある場合において、相続人のあることが明らかでないときは、相続財産の管理人を選任すべき旨の家事事務手続法（平成23年法律第52号）第48条の規定による通知<u>その他の措置をするものとする。ただし、残余遺留金の額が必要な費用の額に満たないときは、この限りでない。</u></p>

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。